

関川村農林水産業振興資金の設定について

1 資金名

令和4年8月の豪雨による被害に係る知事特認資金（以下「本資金」という。）

2 趣旨

令和4年8月の豪雨により被害を受けた農林漁業者の経営の維持・安定を図るため、本資金を設定する融資機関に利子補給する市町村に対し県がその一部を助成する。

3 貸付対象者

農業、林業又は漁業を営む個人、法人又は団体で、令和4年8月の豪雨により生産物や施設・機械等に被害を受け、損失額がその者の平年（過去3か年の平均）における販売金額（売上高）の100分の10以上であることが見込まれる者

4 貸付対象経費

（1）設備資金

農林漁業用の施設の再建若しくは機械の購入に要する資金

（2）経営資金

ア 種苗・農薬・肥飼料その他農業用・林業用資材の購入費及び農業用・林業用施設・機械の復旧に要する資金等

イ 漁具、養魚、餌料その他漁業用資材の購入費及び漁業用施設・機械の復旧に要する資金等

5 償還期限等

7年以内（うち据置期間2年以内）とする。

6 貸付限度額

個人：1,000万円

法人又は団体：3,000万円

7 融資率

融資率は、事業に要する経費の100分の100以内とする。

8 貸付利率、基準金利、利子補給率及び利子助成率

- (1) 農林漁業者等への貸付利率 0.20%以内
- (2) 基準金利 1.85%以内
- (3) 市町村の融資機関への利子補給率 1.65%以上
- (4) 県の市町村への利子助成率 0.825%

9 貸付実行期間

貸付実行は、令和5年3月末日までとする。

10 事務手続き等

新潟県農林水産業振興資金（8号資金）の設定について（資金名「新潟県農林水産業振興資金取扱要綱第4の規定による8号資金（知事特認資金）」）に記載のとおりとする。